

- 号) 第 2 条に基づき激甚災害に指定されている災害により被災した施設等であること。
- (イ) 暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象により、建物が倒壊・水没する等、全壊・大規模半壊・半壊（罹災証明書の交付に係る被害認定による等）し、かつ、既存施設を休止し、施設を再び開設する場合を目安として、市がこれと同程度と認める場合であること。
- (ウ) 施設・事業所単位でみたときに、他の補助金等により設備災害復旧の補助を受けていないこと（法人単位でみたときに、他の補助金と組み合わせて補助を受けることは可能である。）。
- イ 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICT の導入支援事業
別表(2)イに掲げる対象施設等が大規模修繕を実施する際に、介護ロボット・ICT を導入するために必要な経費を支援する事業。なお、大規模修繕とは別表(7)の表中(1)又は(2)に該当するものをいい助成を受けているかは問わない。また、介護ロボット・ICT の対象機器、導入計画の策定及び導入効果の報告は別表(9)のとおりとする。
- (3) 既存の特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修等支援事業
ア 既存の特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修支援事業
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室の多床室を、居住環境の質を向上させるために、プライバシー保護のための改修を行う経費を支援する事業。なお、改修とは、各床間に間仕切りや壁等を設置し、他の入所者からの視線が遮断されることを前提とする。建具による仕切りは認めるが、家具やカーテンによる仕切りは認められない。また、天井から隙間が空いていることは認めるものとする。仕切られた空間についての 1 人当たりの面積基準は設けず、多床室全体として 1 人当たりの面積基準を満たしていれば足りることとする。
- イ 介護施設等における看取り環境整備推進事業
別表(3)イに掲げる介護施設等において、看取り対応が可能な環境を整備するため、看取り及び家族等の宿泊のための個室の確保を目的として行う施設の改修、ベッド等の整備に要する経費を支援する事業。
- ウ 共生型サービス事業所の整備推進事業
障害者や障害児と交流することにより高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるように支援するため、別表(3)ウに掲げる共生型サービスの指定を受けた介護保険事業所において、障害者や障害児を受け入れるために必要な施設の改修、設備整備に要する経費を支援する事業。
- (4) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業
ア 介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業
感染症の 2 次感染のリスクを低減するため、別表(4)アに掲げる介護施設等において、ウイルスが外に漏れないよう気圧を低くした陰圧室にするための陰圧装置を据えるとともに簡易的なダクト工事等を行うのに要する経費を支援する事業。
- イ 介護施設等における感染拡大防止のためゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業
別表(4)イに掲げる介護施設等において、次の(ア)から(ウ)の事業について必要な経費を補助する事業。

別表(3) 既存の特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修等支援事業

1 対象施設	2 補助基準額	3 対象経費	
ア 既存の特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修支援事業			
<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 	1 整備床あたり 734 千円	<p>対象施設の多床室のプライバシーの保護のための改修(施設の整備と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費。</p> <p>ただし、別の補助金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費と同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>	
イ 介護施設等における看取り環境整備推進事業(※1)			
<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・介護付きホーム(※2) 	1 施設あたり 3,500 千円	<p>整備のための改修に必要な経費は同上。</p> <p>設備については、需用費(修繕料)、使用料及び賃借料又は備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む)。</p> <p>なお、次に掲げる事業等は補助の対象とはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地の買収又は整地等個人の資産を形成する事業 ・職員宿舎、車庫及び倉庫の建設にかかる費用 	
ウ 共生型サービス事業所の整備推進事業(※3)			
<ul style="list-style-type: none"> ・通所介護事業所 ・地域密着型通所介護事業所 ・短期入所生活介護事業所 ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 	1 事業所あたり 1,029 千円		

※1 整備を行う個室は、看取り及び家族等の宿泊に十分なスペースを確保すること。また、整備した個室は看取りに利用することを原則とするが、看取りとしての利用がない期間において、入所者の静養や家族等の一時的な宿泊等に利用することができる。

※2 有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの

※3 本事業完了の日までに当該指定を受ける見込みの既存の事業所及び創設する事業所を含む。